証券コード　4558
平成29年６月12日

株　主　各　位

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の１
株式会社中京医薬品
代表取締役社長　山　田　正　行

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第39期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　　平成29年６月27日（火曜日）午前10時30分
（受付開始 午前９時30分）

２．場　　所　　愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の1
半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館　講堂
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※昨年の会場から場所が変更になりました。

３．目的事項
報告事項　　第39期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
・定時株主総会終了後の**「株主懇談会」は予定をしておりません。**ご了承いただきますよう、お願い申しあげます。
・株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.chukyoiyakuhin.co.jp)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による成長戦略に基づく経済対策や金融緩和による円安・株高が進行し、国内景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方では、消費税増税による個人消費への影響の長期化や海外経済動向など、先行きについては、依然不透明な状況が続いております。

このような環境の中で、当社は「もっと健康、ずっと幸せ。」を企業スローガンとして定め、お客さまが心身共に健康で幸せな社会生活を営むことに貢献し続けていくことを使命として捉え、より一層お客さまに「健康」と「幸福」をお届けできる企業を目指すために邁進してまいりました。さらに、お客さま本位の営業を徹底し営業効率の向上と販売費及び一般管理費の削減による財務基盤の強化にも取り組みました。

家庭医薬品等販売事業におきましては、効率的となった営業体制と強固な財務基盤を維持継続しつつ、中期経営計画に基づき利益を重視した新たな経営戦略を推進してまいりました。

またアクアマジック事業部で展開しております売水事業につきましては、平成27年４月に三重県の鈴鹿プラントが新たに本稼働し、同敷地内にウォーターショップも開設しました。これにより製造設備が充実し、生産能力が向上すると共に営業拠点の拡充を図っております。また、ボトルのリターナブルによるTwo-Way方式の拡大に加え、ボトルの回収が不要なOne-Way方式においても注力し、全国展開による営業エリア拡大と顧客数の増加など事業拡大に努めました。

その結果、当事業年度における売上高は5,867百万円（前期比4.2％減）、営業利益は114百万円（前期比14.5％増）、経常利益は133百万円（前期比13.3％増）、当期純利益は49百万円(前期比50.3％増）となりました。

イ．当事業年度における売上高の内訳

		主　要　品　目	売上高(千円)	構成比(%)
配置品等	常備配置薬	風邪薬、胃腸薬等	693,411	11.8
	保健品	健康食品等	2,057,629	35.1
	ドリンク	医薬品系飲料水、清涼飲料水等	888,169	15.1
	小計		3,639,210	62.0
医療品		遠赤外線寝具、保温肌着、医療用具等	345,047	5.9
日用雑貨		除菌消臭剤、化粧品、入浴剤、ギフト等	443,926	7.6
生活流通・その他		ペットボトル飲料水等	813,356	13.8
計			5,241,540	89.3
売水事業		ミネラルウォーター	621,758	10.6
その他		生損保代理店手数料他	4,220	0.1
合計			5,867,520	100.0

（注）構成比は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ロ．部門別売上高

部門名		第38期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）	第39期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）	前期対比	
				金額	増減率
		千円	千円	千円	%
小売部門		4,555,308	4,568,618	13,310	0.3
卸売	FC部門	69,162	76,018	6,856	9.9
	一般流通部門	895,455	596,902	△298,552	△33.3
	計	964,618	672,921	△291,696	△30.2
売水事業部門		602,519	621,758	19,239	3.2
その他		4,983	4,220	△762	△15.3
合計		6,127,430	5,867,520	△259,909	△4.2

（注）その他には、売上高の内訳の中で受取手数料等があります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は154百万円で、主なものは、リース資産(無形)の増加130百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

当社の財産および損益の状況

	第 36 期 (平成26年3月期)	第 37 期 (平成27年3月期)	第 38 期 (平成28年3月期)	第 39 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売上高(千円)	6,717,748	6,018,923	6,127,430	5,867,520
経常利益又は経常損失(△)(千円)	209,370	△253,703	118,007	133,699
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	130,518	△182,867	32,653	49,076
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)(円)	12.91	△22.21	3.94	5.91
総資産(千円)	5,039,722	4,966,947	4,832,576	4,648,809
純資産(千円)	2,047,680	1,843,965	1,840,428	1,847,242

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

ヘルス・ケア事業（家庭医薬品等販売事業小売部門）は当社のコア事業であり、お客さまと直接「ふれあう」強みを活かし消費者ニーズを創発する商品・サービスの開発を行い、地域に密着してお客さまの満足を図りながら更なる顧客の増加と営業エリアの拡充を行います。また他企業との事業提携も視野に入れ事業領域の拡大を推し進めていきます。

ライフ・ケア事業（家庭医薬品等販売事業卸売部門）におきましては、従前の一般市場向け飲料等の販売拡大と「クイックシールド　エアーマスク」関連商品の認知度も高まり、新たなコア事業として確立していきます。

アクアマジック事業（売水事業部門）におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し､顧客の創造と拡充を図ると共にTwo-Way方式ならびにOne-Way方式のお客さまに適したビジネスモデルを推進していきます。そのためには、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互活用も視野に入れ、収益の柱とすべく邁進していきます。

以上のように、企業の持続的成長と収益性の向上のためには、三つの事業基盤の強化と事業領域の拡大が不可欠であります。それぞれの事業の連携と相乗効果を図り、お客さまへの「トータルライフ・ケア」を目指して成長戦略と事業改革をさらに推し進めていきます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社は、救急箱（常備配置薬、保健品の一部、ドリンクの一部）を各家庭に配置して、使用分を販売する配置販売を行い、関連商品（保健品の一部、ドリンクの一部、医療品、日用雑貨およびギフトその他）は主として営業員が配置顧客に販売しております。また、加盟店を中心とする同業他社や一般流通市場に対し、当社の取扱商品を卸売販売しております。さらにアクアマジックブランドにおいて「ＲＯ（逆浸透）膜方式」による水の製造プラントを自社所有し売水事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等の状況（平成29年３月31日現在）

本　社　　愛知県半田市

営業所(67)

【北海道】	北海道	(2)	旭川、札幌東
【東北】	宮城県	(1)	仙台南
【関東】	神奈川県	(1)	川崎
【中部】	新潟県	(2)	上越、長岡
	長野県	(5)	長野、松本、飯田、伊那、上田
	静岡県	(4)	浜松、静岡、焼津、掛川
	岐阜県	(9)	高山、飛騨金山、可児、郡上八幡、中津川、岐阜東、大垣、土岐、飛騨古川
	愛知県	(11)	半田、中川、岡崎、豊川、岩倉、知立、津島、豊田、名古屋東、豊橋、西尾
【近畿】	三重県	(9)	松阪、四日市、津、鈴鹿、伊勢、桑名、伊賀上野、志摩、尾鷲
	滋賀県	(2)	守山、彦根
【中国】	広島県	(3)	東広島、三次、尾道
【四国】	香川県	(1)	坂出
	愛媛県	(1)	新居浜
【九州】	大分県	(3)	大分、大分南、中津
	福岡県	(5)	福岡東、小倉、太宰府、宗像、久留米
	宮崎県	(5)	都城、宮崎、串間、高鍋、延岡
	熊本県	(2)	人吉、熊本
	鹿児島県	(1)	姶良

アクアマジックウォーターショップ(5)

【中部】	愛知県	(3)	名東、半田、名西
【近畿】	三重県	(2)	松阪、鈴鹿

アクアマジックウォータープラント(2)

【中部】	愛知県	(1)	半田
【近畿】	三重県	(1)	鈴鹿
	計	(74)	

(7) 従業員の状況（平成29年３月31日現在）

当社の従業員の状況

従業員数（人）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
441(109)	11名減（0名）	40.3	11.3	4,789,476

事業区分	従業員
小売部門	358(73)
卸売部門	6(3)
家庭医薬品等販売事業計	364(76)
売水事業部門	31(24)
その他	8(2)
全社（共通）	38(7)
合計	441(109)

（注）１．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

３．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
知多信用金庫	294,000千円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	250,013
株式会社三井住友銀行	223,346
株式会社名古屋銀行	130,020
株式会社大垣共立銀行	120,000
株式会社三重銀行	113,344
三井住友信託銀行株式会社	110,437

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、今期については、平成28年12月12日に中間配当として１株当たり2.5円を実施しており、期末配当2.5円と合計で１株当たり５円の利益配当を予定しております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．株式の状況（平成29年３月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　　25,000,000株

(2)　発行済株式の総数　　11,660,734株（自己株式2,920,433株を含む）

(3)　当事業年度末の株主数　　6,625名（前期末比9名増）

(4)　上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社マサユキコーポレーション	1,445,100株	16.5%
知多信用金庫	497,897	5.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	441,092	5.0
山田正行	331,086	3.7
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	224,868	2.5
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	200,000	2.2
山田重子	163,163	1.8
山田正人	145,697	1.6
明治安田生命保険相互会社	128,247	1.4
株式会社三井住友銀行	120,748	1.3

（注）　1. 当社は自己株式2,920,433株を保有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。なお、自己株式には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式441,092株を含んでおりません。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、従業員持株会信託における再信託先（211,200株）および従業員向け株式給付の信託先（229,892株）であります。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田　正行	
専務取締役	辻村　誠	全社統括担当
取締役	松本　好博	事業統括本部長
取締役	飯田　亨	コーポレート本部長兼システム部長
取締役	米津　秀二	事業統括副本部長兼アクアマジック事業部長
取締役	岩崎　雷凱	事業統括副本部長兼商品部長
取締役	渡邊　明	
常勤監査役	金澤　光二	
監査役	柘植　信吾	
監査役	吉田　和永	弁護士
監査役	杉山　彰洋	

（注）１．取締役渡邊明氏は、社外取締役であります。
２．監査役柘植信吾氏、吉田和永氏および杉山彰洋氏は、社外監査役であります。
３．社外監査役杉山彰洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、渡邊明氏、柘植信吾氏および杉山彰洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
５．当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役渡邊明氏、監査役柘植信吾氏、監査役吉田和永氏および監査役杉山彰洋氏は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	111,652千円 (1,600)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	14,160 (5,760)
合　　計	11	125,812

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成21年６月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。
３．監査役の報酬限度額は、平成21年６月23日開催の第31期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。
４．平成25年６月21日開催の第35期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は、長期未払金へ振替しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

① 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（定時12回、臨時１回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役渡邊　明	10回	76.9%	―	―
監査役柘植信吾	9	69.2	10回	71.4%
監査役吉田和永	13	100.0	14	100.0
監査役杉山彰洋	13	100.0	14	100.0

（注）取締役渡邊明氏は、平成28年6月23日開催の第38期定時株主総会において選任されたため、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

② 取締役会および監査役会における発言状況

取締役渡邊明氏は、マーケティング関連を中心に質問・提言を行いました。

監査役柘植信吾氏は、内部統制、コーポレート・ガバナンス、リスク管理等のあり方を中心に提言・発言を行いました。

監査役吉田和永氏は、弁護士の立場から、コンプライアンス、係争関係、契約書のあり方等を中心にアドバイス・提言を行いました。

監査役杉山彰洋氏は、公認会計士としての経験から、財務や会計を中心にアドバイス・提言を行いました。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,900千円
非監査業務に係る会計監査人の報酬等の額	―
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,900千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討し、会社法第399条等に基づき審議した結果、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

１．職務執行の基本方針

当社は、以下の企業理念および行動指針を取締役、監査役および使用人の職務執行に当たっての基本方針としております。

【企業理念】

当社は、永遠なる企業発展を追求し、且つ適正なる利益の確保とともに、株主、取引先、顧客、使用人、その他地域社会の住民の方々とともに繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献いたします。その実現のために、当社の経営理念である「健康づくり・幸福づくり・人づくり」をコンセプトに、より愛されより親しまれる企業を目指して、医薬品配置販売業を「ふれあい業」と位置づけ、独自の「トータルライフ・ケア」を推進し、心のこもったサービスで顧客の期待に添うべく、誠心誠意をモットーに信頼される企業を目指して邁進しております。

また、社会からの要請や期待に応え信頼を得ることによって、持続的な発展を目指す企業となるため、ＣＳＲ（社会的責任）を積極的に推進していきます。

【行動指針】

① 顧客満足度の向上を目指し、常に顧客第一をモットーに情熱をもって行動する。
② 顧客の幸福と健康づくりを本分とし、感謝と奉仕の精神を忘れないで行動する。
③ 地域、社会環境、地球環境と調和した企業活動を行う。
④ 働きやすい環境をつくり、フォア・ザ・チームとチャレンジ精神によって互いを高め、より高い成果を作り上げる。
⑤ 創造的な技術を駆使し、顧客が安心して使用できる商品づくりをする。
⑥ 自己研鑽と人材の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指す。
⑦ 事業活動に関わる法令、社内規程および倫理綱領を守り、企業不祥事を防止し、真摯で且つ正直な行動をする。
⑧ 組織内に属する全ての役職員は、当社の「（企業）理念マップ」による理念を良く理解し、事業活動の目的達成のため、その業務の有

効性および効率性を高めることに努める。

⑨ 財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保する。

⑩ 限られた経営資源を効率的かつ有効的に活用し、利潤を追求する。

付記：倫理綱領に「民事介入暴力・反社会的勢力との関係遮断」という項目を設け、「私たちは、民事介入暴力・反社会的勢力からの不当な要求には絶対に応じません。問題が起これば、警察および顧問弁護士と連携のもと毅然たる態度で対処します。」と謳っております。

２．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制の構築)

(1) 取締役会は、法令順守のための体制を含む内部統制システム構築に関する基本方針について、定期的に見直しを行い、課題の改善に努める。

(2) 取締役および使用人は、行動指針に基づき、社会人として、企業人としてふさわしい倫理観、価値観をもって行動する。

(3) 取締役は、それぞれの担当部門において、社会規範、法令、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ、部門内での指導を徹底することを第一の責務と認識する。併せて、毎月１回の取締役会には、監査役が出席して、各取締役の業務執行状況、リスク管理状況、法令･社内規則の順守状況等を検証するとともに、取締役相互の牽制機能の有効性を確認する。

(4) 社内コンプライアンス体制を更に有効・強固なものにするために、各部署の代表である委員（取締役、他）からなる組織『中京医薬品コンプライアンス委員会』の活動を活性化する。なお、必要に応じて、顧問弁護士も参加する組織とする。

(5) コーポレート・ガバナンスをはじめコンプライアンスについての認識高揚のための研修を年１回以上開催し、取締役は言うに及ばず主任以上の役職者等も参加し、認識を一層深めることにしている。

(6) 内部統制プロジェクトにより、内部統制全般に亘っての諸施策を推進する。

(7) 当社は、取締役および使用人における企業倫理意識の向上、法令順守のため「倫理綱領」を定め、半期ごとに何が実行されたかを各担当部課長から社長へレポートを提出し、意識の高揚に努める。

(8) 当社は、内部通報（ヘルプライン）体制を設け、取締役および使用人が、社内外においてコンプライアンス違反行為が行われ、または、行われようとしていることに気付いたときは、速やかに、本社人事総務部担当者（社内相談窓口）、または、顧問弁護士（社外窓口）に通報（匿名も可）することを定める。なお、通報内容は原則、情報提供者名削除のうえ（但し、通報者の承認を得た場合、この限りにあらず）直ちに、社長に報告するものとする。会社は、通報者に対して「不利益な扱い」を一切行わないものとする。

（注）当事業年度末日現在について記載しているが、平成29年4月1日の組織変更に伴い、人事総務部は総務部に名称変更している。

(9) 反社会的勢力とは如何なる面でも関係を一切持たないとの基本方針を取締役、執行役員および使用人に周知徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を設置し、警察等の外部機関との協力体制を維持強化する。

（運用状況）

ⅰ．「倫理綱領」を制定し、すべての役職員が法令および定款に則って行動するように徹底させ、レポート提出による意識高揚を図っている。また、反社会的勢力との関係遮断も明記され周知徹底するとともに警察等の外部機関との協力体制を構築している。さらに、コンプライアンスについて年1回以上の研修を行い認識向上に努めている。

ⅱ．内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令義務違反が発生した場合または恐れのある場合は厳正な調査を行い、客観的に事実関係を見極め、適切な対処方法を選択するとともに、再発防止を図っている。

ⅲ．「ヘルプライン規程」を制定し内部通報制度を整備し、すべての役職員の職務執行における法令違反について早期発見と是正を図っている。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社は、取締役会、その他の重要な会議の意思決定に関する情報、取締役決裁その他重要な決裁に関する情報等については、「文書管理規程」に基づき、記録・保存・管理を行うものとする。なお、取締役および監査役は、これらの文章（電磁的記録も含む）等を必要に応じて閲覧できるものとする。

(2) 取締役会は、法令および証券取引所の「適時開示規則」により、情報の開示を定められた事項に関しては、速やかに開示を行うものとする。一方、「内部情報管理規程」に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。

（運用状況）

ⅰ．取締役会議事録は「取締役会規則」にて、重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書または電磁的記録）は「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存および管理されている。

ⅱ．「適時開示規則」に則り定められた情報の開示を速やかに行うとともに、「内部情報管理規程」を制定しインサイダー情報を厳密に管理し法令諸規則の順守を徹底している。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。

(2) 「リスク管理委員会」の下部組織に「リスクマネジメントチーム」を発足させ、各部署より提出された「過大（重要）リスク管理による予防対策・緊急時用対策」を検討し、特にリスクを発生させない環境づくり（予防対策）の推進を目的とする。なお、「リスクマネジメントチーム」にて検討した結果、重要事象については「リスク管理委員会」へ意見を具申し、判定・解決を得るものとする。また、チーム内2人1組の班体制によって、各部門より提出された「予防対策・緊急時用対策」を精査し、問題があれば各部門長に報告するとともに、リスク管理体制の組織的改善への取組みを促進する。

(3) 不測（緊急）の事態が発生した場合には、「リスクマネジメントチーム」を経由せず、その事象に対する処理の意思決定を速やかに行うために設置された「中京医薬品コンプライアンス委員会」を開催し、適切且つ迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を取ることとする。なお、必要に応じて顧問弁護士に問題を具申し、意見を求め危機管理に当たることとする。

(4) 各部署の業務に付随するリスク管理は、「リスクマネジメントチーム」の下部組織に設けられた「リスクマネージャー」が行うものとする。各部署における「リスクマネージャー」は、リスクの原因および防止の方法ならびに業務体制の改善方法について検討し、「リスクマネジメントチーム」への提言を行うものとする。また、「リスクマネージャー」は、リスク管理についての部内への周知徹底を行うものとする。

（運用状況）

「リスク管理規程」に従って、「リスクマネジメントチーム」が当社に関わるリスクの識別、分析を行い、「リスク管理委員会」がリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重

要性に応じたリスクへの対応を図っている。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務執行の効率性確保のため「取締役会規則」、「職務権限規程」等の社内規程を順守する。

(2) 定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の担当業務に関する職務執行状況等の審議を行う。

(3) 一方、経営効率の向上および意思決定のスピードアップならびに現場の緻密な情報把握のため、取締役および執行役員ならびに監査役以外の者（主として、各部担当部長、課長）を取締役会に出席させ、その部署よりの付議案全般に亘っての意見および説明を求めることとする。

(4) 執行役員制度の活用により、経営上の意思決定、監督機能と業務執行機能との分離による迅速且つ効率的な経営を推進するとともに、取締役会審議の活性化・実質化を図る。

(5) 業務運営については、全社的な目標として平成27年度を初年度とする中期計画を積極的に推進する。

(運用状況)

ⅰ．原則として月に１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っている。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「職務分掌規程」、「職務権限規程」により明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っている。

ⅱ．執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図っている。

ⅲ．中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

6．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等はございません。

7．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役および使用人から監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。

① 当社の業務・財務に重大な影響・損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

② 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行う恐れがあると考えられるときは、その旨、直ちに監査役に報告する。
③ 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定については、適宜、監査役に報告する。
④ 当社の業績および業績見込みの重要事項開示内容については、直ちに監査役に報告する。
⑤ 内部監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況については、直ちに監査役に報告する。
⑥ 監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役および使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

(2) 監査役は、経営に対する監視機能の強化と重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、必要がある場合は、取締役および使用人に説明を求めることとする。

(運用状況)

ⅰ．当社の取締役および業務執行を担当する執行役員は、監査役の出席する取締役会・常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っている。また、稟議書他業務執行に関わる重要な文書を監査役が閲覧できる体制を構築している。

ⅱ．当社の取締役および使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対し報告を行っている。

ⅲ．内部統制監査の実施状況や重要事項の開示内容は直ちに監査役に報告している。

8．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性ならびに実効性に関する事項

(1) 監査役より補助使用人の要請があった場合には、取締役会で検討したうえで配置する。

(2) 監査役の要請に基づいて補助使用人を配置する場合、補助使用人は当然、取締役から独立し、専ら監査役の指示命令に従うものとする。

(運用状況)

「監査役会規則」にて監査役の補助使用人に関する独立性ならびに実効性を確保する事項を定めている。

９．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

（運用状況）

ⅰ．監査の実効性を確保するために、監査役の職務の執行上必要と見込まれる費用についてあらかじめ予算を計上している。

ⅱ．緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還している。

ⅲ．監査役は監査費用の支出にあたってその効率性および適正性に留意している。

１０．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役は、法令･定款および当社の「監査役会規則」ならびに「監査役監査基準」に定める監査役の重要性を十分に認識したうえで、監査役監査が有効に行われるための実効性を確保する。

(2) 監査役は、監査の品質･効率を高めるため適宜、会計監査人である、有限責任 あずさ監査法人と情報、意見交換等を行うなど緊密な連携を図るものとする。また、社長と定期的に意見交換を実施し、他の取締役に対しても随時、意見交換を行うものとする。

(3) 監査役は、当社の各部門長および現場使用人から個別ヒアリングを適時行うとともに的確なる指示を行い、必要且つ重要な事案については取締役会にて意見を報告し、担当取締役および必要に応じて出席した使用人よりヒアリングを行うものとする。

(4) 取締役および使用人に対して、コンプライアンス確保のための教育、監査および指導を実施する。

（運用状況）

ⅰ．会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と適宜、情報・意見交換を行うとともに、取締役社長や他の取締役ならびに各部門長と個別に意見交換やヒアリングを行い監査の品質・効率を高めている。

ⅱ．各部門、営業所、ショップおよびプラントにおいて監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も適宜、監査内容を報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

６．会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について平成28年５月13日開催の当社取締役会において決定し、平成28年６月23日開催の定時株主総会において決議しております。

① 基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆さまのご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆さまに対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆さまのために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

１．企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客さまの健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客さまと共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客さまと常に

感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮しを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客さまと直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にしてまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客さまを「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客さまとの信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける〈CHUKYO SPIRIT〉を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

２．企業価値の向上に資する取組み

当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、よい商品よいサービスの提供とお客さま視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げマーケティング活動による事業能力を高め、②お客さまに対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客さまとの多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築していきます。

アクアマジック事業部で展開している売水事業部門におきましては、当社の顧客基盤を有効に活用し、営業エリアの拡大と更なる顧客数の増加に努めると共に、One-Way方式のビジネスモデルを推進し、効率的で安定供給できる製造・物流体制を構築し、他企業との事業提携や経営資源の相互利用も視野に入れ、第２の収益の柱とすべく邁進していきます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は第38期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議しました。本プランの具体的内容は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(http://www.chukyoiyakuhin.biz/)に掲載されている平成28年５月13日付け当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等を対象とします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、必要情報等を記載した買付説明書を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。大量買付者より必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は取締役会検討期間を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。なお当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から３年とします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

（1）会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

（2）株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、本プランは、３年間のサンセット条項が付されているなど株主意思を重視するものであること、独立性のある社外者の判断を重視し情報開示により透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されていること、独立委員会は外部専門家等の助言を受けることができ判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと、から当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	千円	（負債の部）	千円
流動資産	**2,103,678**	**流動負債**	**1,971,616**
現金及び預金	737,351	支払手形	254,000
受取手形	54,070	電子記録債務	47,063
電子記録債権	6,140	買掛金	106,576
売掛金	356,539	短期借入金	720,000
商品	408,951	１年内返済予定の長期借入金	193,968
委託商品	372,908	リース債務	48,618
製品	1,299	未払金	57,028
仕掛品	127	未払費用	220,775
貯蔵品	23,659	未払法人税等	64,606
前渡金	12,801	賞与引当金	161,070
繰延税金資産	71,209	返品引当金	20,501
その他	62,175	その他	77,408
貸倒引当金	△3,554	**固定負債**	**829,950**
固定資産	**2,545,130**	長期借入金	327,192
有形固定資産	**2,012,429**	リース債務	113,239
建物及び付属設備	592,616	退職給付引当金	144,211
構築物	24,486	株式給付引当金	5,585
土地	1,313,150	長期未払金	232,720
リース資産	25,478	資産除去債務	4,601
建設仮勘定	1,000	長期預り保証金	2,400
その他	55,697	**負債合計**	**2,801,566**
無形固定資産	**167,202**	（純資産の部）	
ソフトウエア	2,635	**株主資本**	**1,839,877**
リース資産	155,188	**資本金**	**681,012**
電話加入権	7,250	**資本剰余金**	**424,177**
その他	2,128	資本準備金	424,177
投資その他の資産	**365,498**	**利益剰余金**	**1,734,819**
投資有価証券	37,167	利益準備金	64,585
保険積立金	153,285	その他利益剰余金	1,670,233
差入保証金	80,294	圧縮記帳積立金	56,913
前払年金費用	75,396	別途積立金	727,610
繰延税金資産	7,240	繰越利益剰余金	885,710
その他	16,913	**自己株式**	**△1,000,131**
貸倒引当金	△4,799	**評価・換算差額等**	**7,365**
		その他有価証券評価差額金	7,365
		純資産合計	**1,847,242**
資産合計	**4,648,809**	**負債・純資産合計**	**4,648,809**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

科　　目	金　　額	
		千円
売　　上　　高		5,867,520
売　　上　　原　　価		1,748,581
売　　上　　総　　利　　益		4,118,938
販売費及び一般管理費		4,004,031
営　　業　　利　　益		114,907
営　　業　　外　　収　　益		24,526
営　　業　　外　　費　　用		5,734
経　　常　　利　　益		133,699
特　　別　　利　　益		
固　定　資　産　売　却　益	2,325	2,325
特　　別　　損　　失		
減　　損　　損　　失	5,087	
固　定　資　産　除　売　却　損	157	5,245
税　引　前　当　期　純　利　益		130,780
法人税、住民税及び事業税	49,884	
法　人　税　等　調　整　額	31,819	81,704
当　　期　　純　　利　　益		49,076

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	681,012	424,177	424,177	64,585	56,913	727,610	884,828	1,733,936	△1,001,883	1,837,242
当期変動額										
剰余金の配当							△43,341	△43,341		△43,341
当期純利益							49,076	49,076		49,076
自己株式の取得									△15,849	△15,849
自己株式の処分							△4,853	△4,853	17,601	12,748
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	882	882	1,752	2,634
当期末残高	681,012	424,177	424,177	64,585	56,913	727,610	885,710	1,734,819	△1,000,131	1,839,877

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,185	3,185	1,840,428
当期変動額			
剰余金の配当			△43,341
当期純利益			49,076
自己株式の取得			△15,849
自己株式の処分			12,748
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,179	4,179	4,179
当期変動額合計	4,179	4,179	6,813
当期末残高	7,365	7,365	1,847,242

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品、委託商品　月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・製品、仕掛品　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法、ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　３～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法、なお、耐用年数については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 返品引当金　売上返品による損失に備えるため、過去の返品実績に基づき算定した返品見込額に対応する販売利益相当額を計上しております。

④　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。また、数理計算上の差異は各発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（５年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。なお、過去勤務費用については５年による按分額を定額法により発生年度から費用処理しております。

⑤　株式給付引当金　　株式給付規程に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積り計上しております。なお、要給付額はポイント付与総数に信託が自社の株式を取得したときの株価を乗じて算定しております。

(4) 収益の計上基準

委託商品については、配置先における消費を営業員が確認したとき、収益を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜方式を採用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度から適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額は軽微であります。

３．追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、従業員のより一層の士気高揚のための施策として、従業員の福利厚生の充実を目的とした「従業員インセンティブ付与型ＥＳＯＰ」を平成28年８月10日開催の取締役会決議により再導入しております。

「従業員インセンティブ付与型ＥＳＯＰ」は、米国のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブプランであり、経済産業省より公表された「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向け福利厚生制度です。

当社は、「従業員インセンティブ付与型ＥＳＯＰ」により、従業員が「持株会きずな会」を通して福利厚生を充実させることを第一義とし、株価上昇の場合は信託残余財産によるイ

ンセンティブ付与効果も期待できること、加えて、従業員が当社株式を介して企業経営への参画意識を高めることによるコーポレート・ガバナンスの強化等により、当社の企業価値向上に資することを目指しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度37,338千円、175,300株、当事業年度59,347千円、211,200株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前事業年度末19,628千円、当事業年度末60,417千円

（従業員向け株式給付信託）

当社は、平成28年２月12日開催の取締役会において、従業員の帰属意識の醸成と企業経営への参画意識を持たせ、従業員の長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚を図るとともに、中長期的な企業価値向上に資することを目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員向け株式給付信託」(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしました。

(1) 取引の概要

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、その役職等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式を給付する仕組みであります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度64,860千円、230,000株、当事業年度64,829千円、229,892株であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	358,287千円
土地	969,176
計	1,327,464

上記の物件は、１年内返済予定の長期借入金153,984千円および長期借入金183,395千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　920,202千円

５．損益計算書に関する注記

(1)当事業年度において期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

4,843千円

(2)減損損失の内容は以下のとおりであります。

当事業年度において当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
川崎営業所他 ８営業所	事業用資産	建物、構築物、機械装置、工具、器具及び備品、電話加入権、撤去費用

当社は、資産を事業所ごとにグルーピングしております。

事業用資産については、営業から生じる損益および使用価値が継続してマイナスであり、資産グループの固定資産簿価を回収できないと判断した事業所について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は次のとおりであります。

建物	1,617千円
構築物	91
機械装置	494
工具、器具及び備品	1,687
電話加入権	1,006
撤去費用	190
計	5,087

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額（０円）により測定しております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	11,660,734	－	－	11,660,734

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	3,350,627	56,201	45,303	3,361,525

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加56,201株は、取締役会の決議による自己株式の取得による増加55,800株、単元未満株式の買取による増加401株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少45,303株は従業員持株会信託口から従業員持株会へ売却45,100株、株式給付信託から当社従業員への給付による減少108株、単元未満株式の買増による減少95株であります。

普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当社株式（当事業年度期首175,300株、当事業年度末211,200株）と従業員向け株式給付信託口が保有する当社株式（当事業年度期首230,000株、当事業年度末229,892株）が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月23日定時株主総会（注）	普通株式	21,788	2.5	平成28年３月31日	平成28年６月24日
平成28年11月11日取締役会（注）	普通株式	21,990	2.5	平成28年９月30日	平成28年12月12日

（注）配当金の総額には、三井住友信託銀行株式会社（信託Ｅ口）に対する配当金575千円、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金438千円（平成28年３月31日基準日）及び三井住友信託銀行株式会社（信託Ｅ口）に対する配当金574千円、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金591千円（平成28年９月30日基準日）を含んでおります。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年６月27日定時株主総会（注）	普通株式	21,850	利益剰余金	2.5	平成29年３月31日	平成29年６月28日

（注）配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）に対する配当金1,102千円（従業員持株会信託口528千円、従業員向け株式給付信託口574千円）を含んでおります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	10,342千円
未払事業税等	4,947
賞与引当金	56,881
返品引当金	6,312
退職給付引当金	21,029
株式給付引当金	1,706
長期未払金	71,119
貸倒引当金	2,561
減損損失	14,578
商品評価減	1,397
その他	12,684
評価性引当額	△97,894
繰延税金資産合計	105,667千円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	25,047千円
その他有価証券評価差額金	2,170
繰延税金負債合計	27,218千円
繰延税金資産の純額	78,449千円

８．リース取引の注記

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	24,854千円
１年超	21,482千円
合計	46,337千円

９．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、行っておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、与信管理部署である財務部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、財務部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形、買掛金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資資金、長期運転資金および「株式給付信託（従業員持株会処分型）」組成に伴う信託口に係る資金調達です。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。借入金の金利変動リスクについては、定期的に市場金利の状況を把握しております。また、営業債務や借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されております。流動性リスクについては、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものおよび時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	737,351	737,351	－
(2)受取手形	54,070	54,070	－
(3)売掛金	356,539	356,539	－
(4)差入保証金	67,901	59,700	△8,200
(5)投資有価証券	34,667	34,667	－
資産計	1,250,529	1,242,329	△8,200
(6)支払手形	254,000	254,000	－
(7)電子記録債務	47,063	47,063	－
(8)買掛金	106,576	106,576	－
(9)短期借入金	720,000	720,000	－
(10)1年内返済予定の長期借入金	193,968	193,968	－
(11)長期借入金	327,192	327,192	－
(12)リース債務	161,858	161,818	△40
負債計	1,810,658	1,810,618	△40

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、過去の退去実績等を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、残存期間に対応する安全性の高い債券の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、貸借対照表計上額は、実際の差入保証金額に物件種別ごとの保証金返還率を乗じた返還予測金額を計上しております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の市場価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金、(9) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

(10) １年内返済予定の長期借入金、(11) 長期借入金

これらについては、全て変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額2,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「(5)投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	737,351	－	－	－
受取手形	54,070	－	－	－
売掛金	356,539	－	－	－
差入保証金	906	－	15,974	51,019
合計	1,148,867	－	15,974	51,019

４．金銭債務の決算日後の返済予定額

	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	177,343	76,064	13,368	60,417	－
リース債務	41,557	35,232	26,702	8,234	1,512

１０．賃貸等不動産に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

１１．関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

１２．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　222円58銭

(2) １株当たり当期純利益金額　5円91銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている従業員持株会信託口及び従業員向け株式給付信託口が所有する当社株式は、１株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、１株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数　441,092株　　期中平均の当該自己株式の数　433,875株

１３．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月12日

株式会社中京医薬品
取　締　役　会　御　中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　賢　次　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　藤　浩　幸　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社中京医薬品の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月15日

株式会社中京医薬品　監査役会

常勤監査役　金　澤　光　二　㊞

社外監査役　柘　植　信　吾　㊞

社外監査役　吉　田　和　永　㊞

社外監査役　杉　山　彰　洋　㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して内部留保に意を用い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
　当社の普通株式１株につき金２円50銭といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は、21,850,752円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成29年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役７名選任の件

現任の取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山田正行（やまだまさゆき） (昭和20年２月26日生)	昭和53年５月　当社代表取締役社長（現任）	331,086株
2	辻村誠（つじむらまこと） (昭和25年９月21日生)	昭和59年10月　当社入社 平成４年１月　当社取締役経理次長 平成６年４月　当社取締役経理部長 平成10年４月　当社取締役管理統括副本部長兼経理部長 平成11年６月　当社常務取締役管理統括本部長兼経理部長 平成12年４月　当社常務取締役管理統括本部長兼事務部長 平成20年１月　当社常務取締役管理統括本部長兼総務部長 平成20年10月　当社常務取締役(経営企画室付) 平成21年６月　当社専務取締役 平成22年４月　当社専務取締役管理部門担当 平成25年４月　当社専務取締役全社統括担当（現任）	78,048株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	まつもと よしひろ 松本 好博 (昭和25年９月22日生)	昭和50年７月　三重中京医薬品株式会社入社 平成２年５月　当社入社 平成４年１月　当社取締役営業次長 平成７年４月　当社取締役営業部長 平成８年６月　当社取締役内部監査室長 平成９年10月　当社取締役第二営業部長 平成17年１月　当社取締役総務部長 平成19年１月　当社取締役営業管理部長 平成20年10月　当社取締役営業統括本部長兼営業推進部長 平成21年６月　当社常務取締役営業統括本部長兼営業推進部長 平成22年４月　当社取締役内部監査室長兼ＣＳＲ担当 平成24年２月　当社取締役事業開発本部長 平成24年６月　当社取締役アクアマジック事業本部長兼アクアマジックOne-Way事業部長 平成25年４月　当社取締役事業・特命担当 平成25年８月　当社取締役事業・特命担当兼お客様サポート・品質保証室担当 平成27年10月　当社取締役事業統括本部長（現任）	68,918株
4	いいだ とおる 飯田 亨 (昭和38年９月１日生)	昭和63年５月　当社入社 平成20年10月　当社執行役員管理統括本部長兼システム部長 平成21年６月　当社取締役管理統括本部長兼システム部長 平成25年４月　当社取締役コーポレート本部長兼システム部長（現任）	22,791株
5	よねづ しゅうじ 米津 秀二 (昭和39年３月16日生)	昭和62年２月　三重中京医薬品株式会社入社 平成２年11月　当社入社 平成18年４月　当社商品企画部長 平成20年４月　当社配置営業部長 平成20年10月　当社執行役員配置営業部長 平成22年４月　当社執行役員配置営業統括本部長代行 平成23年６月　当社取締役配置営業統括本部長 平成24年１月　当社取締役営業統括本部長 平成24年２月　当社取締役営業統括本部長兼商品部長 平成25年４月　当社取締役事業統括本部長兼アクアマジック事業部長 平成27年10月　当社取締役事業統括副本部長兼アクアマジック事業部長 平成29年４月　当社取締役事業統括副本部長（現任）	24,905株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	いわさきれいかい 岩崎雷凱 (昭和36年３月23日生)	平成12年１月　当社入社 平成20年10月　当社執行役員商品企画部長 平成24年６月　当社執行役員商品部長 平成24年10月　当社執行役員営業統括副本部長兼ＭＩ商品部長 平成25年６月　当社取締役事業統括副本部長兼ＭＩ商品部長 平成28年４月　当社取締役事業統括副本部長兼商品部長（現任）	11,500株
7	わたなべあきら 渡邊明 (昭和21年１月14日生)	昭和53年12月　札幌学院大学助教授 昭和63年４月　四日市大学経済学部教授 平成５年４月　埼玉大学経済学部教授 平成10年４月　三重大学人文学部教授 平成12年４月　三重県三重ブランド選定委員会委員長 平成19年４月　中部経済産業局地域資源活用事業評価委員会委員長 平成21年５月　三重大学名誉教授（現任） 平成23年４月　福山市立大学都市経営学部教授 平成23年４月　埼玉大学名誉教授（現任） 平成28年６月　当社取締役（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．渡邊明氏は、社外取締役候補者であります。

３．渡邊明氏は、社外取締役就任から１年です。

４．渡邊明氏と当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

５．当社は、渡邊明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

６．渡邊明氏は、大学教授としての経験により幅広い知識と見識を有し、社外取締役としてマーケティングに関するアドバイス・提言が行われるものと考え選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

第３号議案　監査役３名選任の件

現任の監査役４名のうち、金澤光二氏、柘植信吾氏、および吉田和永氏の３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また杉山彰洋氏は任期を統一する為に一旦辞任いたしますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	かなざわ　こうじ 金澤　光二 （昭和27年３月17日生）	昭和50年12月　当社入社 平成９年６月　当社取締役商品部長 平成22年１月　当社取締役総務部長 平成24年６月　当社取締役人事総務部長 平成25年６月　当社常勤監査役（現任）	25,672株
2	よしだ　かずなが 吉田　和永 （昭和50年９月26日生）	平成16年10月　司法試験合格 平成17年４月　司法修習生（第59期） 平成18年10月　住田正夫法律事務所入所（現任） 平成20年６月　当社監査役（現任）	－株
3	すぎやま　あきひろ 杉山　彰洋 （昭和29年１月28日生）	昭和51年４月　扶桑監査法人入所 昭和55年９月　公認会計士登録 平成19年７月　みすず監査法人（旧扶桑監査法人）退所 平成19年８月　あずさ監査法人入所 平成23年６月　あずさ監査法人退所 平成26年６月　当社監査役（現任）	3,100株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．吉田和永氏と杉山彰洋氏は、社外監査役候補者であります。

３．吉田和永氏は社外監査役就任から９年、杉山彰洋氏は就任から３年です。

４．吉田和永氏ならびに杉山彰洋氏と当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、損害賠償責任の限度額は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

５．当社は、杉山彰洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております

６．吉田和永氏は弁護士として当社の遵法経営に対するアドバイスを期待しております。杉山彰洋氏は公認会計士として当社の財務や会計に対する適確な監査が行われるものと考え選任をお願いするものであります。なお、両氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　愛知県半田市雁宿町一丁目22番地の１
半田市福祉文化会館（雁宿ホール）中央公民館　講堂
※昨年の会場から場所が変更になりました。

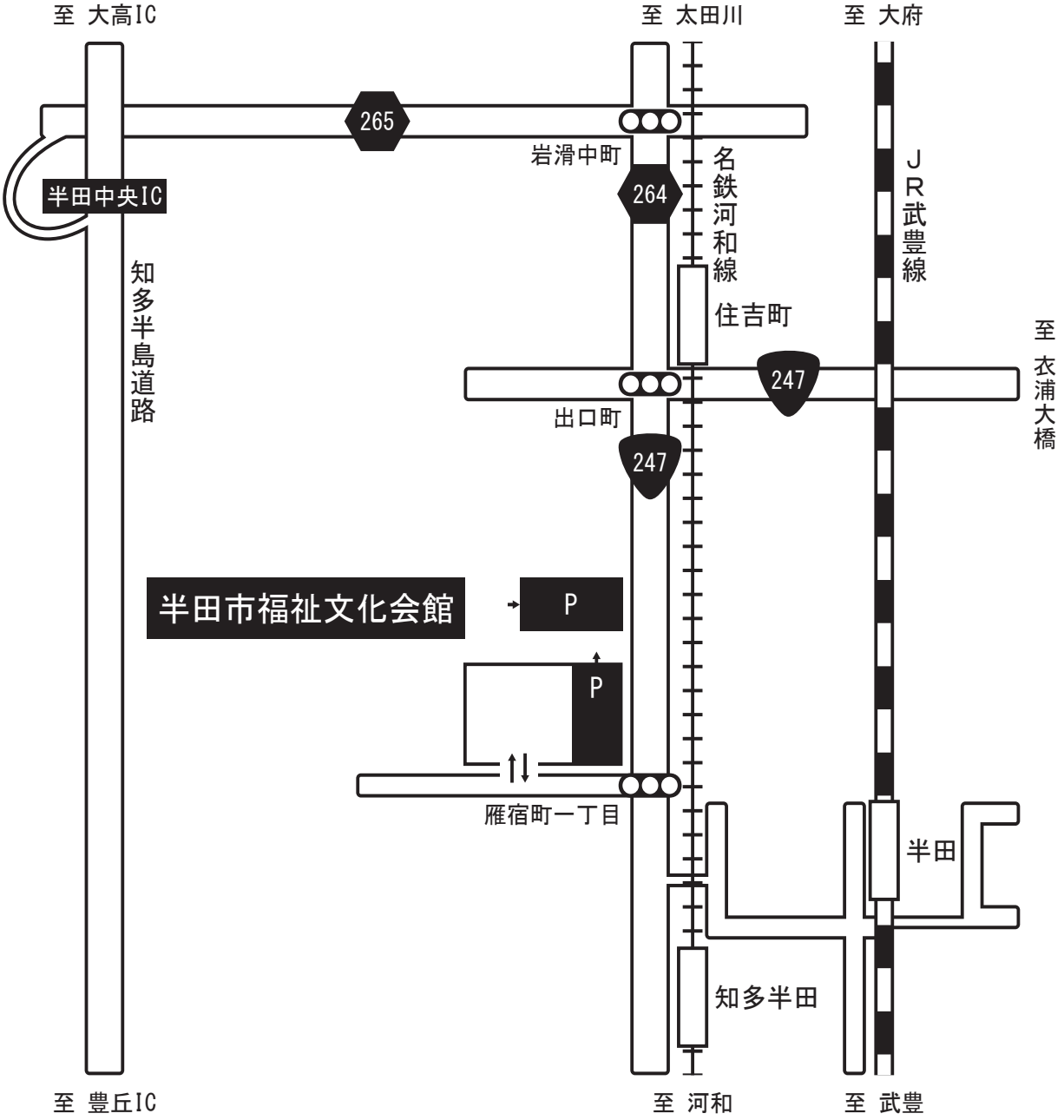

交通機関
・名鉄河和線知多半田駅下車西口から北へ徒歩約３分
・ＪＲ武豊線半田駅下車西へ徒歩約10分
・知多半島道路：半田中央ＩＣから約３ｋｍ
・国道247号線「雁宿町１」交差点の北西角
会館内の駐車場は100台ほどで満車になります。
満車の場合は、北側の「雁宿駐車場」（収容：263台）をご利用ください。
駐車料金は各自でご負担ねがいます。

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK